

## 随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	筑後川花宗水門設備修繕工事
工 事 概 要	制水ゲート（2段式シェルローラゲート）ワイヤロープ取替 1門分
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 塚原 隆夫 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
契 約 年 月 日	令和 8年 3月17日
契 約 業 者 名	豊国工業株式会社
契 約 業 者 の 住 所	福岡県久留米市東合川新町11-28
契 約 金 額	55,891,000円（税込み）
予 定 価 格	55,913,000円（税込み）
随意契約によることとし た理由	別紙のとおり
工 事 場 所	福岡県大川市住吉地先
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 8年 3月18日
工 期 (至)	令和 8年10月30日
備 考	

# 契約理由書

1. 工事名 筑後川花宗水門設備修繕工事
2. 施工場所 福岡県大川市住吉地先
3. 契約の相手方 住 所：福岡県久留米市東合川新町 11 番 28 号  
会社名：豊国工業株式会社 九州支店  
支店長 埜 佑一郎  
電 話：0942-43-5076
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該工事の目的  
本工事は、筑後川河川事務所が管理する花宗水門の開閉装置が経年劣化しているため、ワイヤーロープの更新を行うものである。
  - 2) 工事の内容  
本工事は、ワイヤーロープの更新を行うことにより、機能維持を図る工事である。
  - 3) 随意契約に付する理由  
本工事の実施にあたって、水門設備開閉装置は、当該設備設置時の受注者が独自に管理し保有している技術を含むノウハウによって全体が構成されていることから、一部の機器を修繕する場合でも当該設備に係る全体の熟知が必要となる。  
豊国工業株式会社は、当該設備設置時の受注者から事業譲渡をうけた者であり、当該設備の全体を熟知している。  
以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している相手方として、上記相手方を特定する一方、上記相手方以外に本工事の履行が可能ないかを確認するため、「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、上記相手方との随意契約手続に移行するものである。  
よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記相手方と随意契約を締結するものである。